

ハンググライディング公認大会規則

大会の公認を希望する主催者はJHF所定の大会公認申請用紙に必要事項を記入し必要書類(大会要綱、競技規則、エリア地図、パイロン距離表、公認費送金振替用紙コピー、エントリー用紙)を大会開始2ヶ月前(ハンググライディングシリーズ2ヶ月前、日本選手権3ヶ月前)までにJHF事務局へ提出することが望ましい。FAIカテゴリー2に申請する場合は4ヶ月前とする。

公認大会

ハンググライディングシリーズ：

- (1) 使用機体は、JHSCの認定した耐空性基準の適合が証明された型式の機体とする。
- (2) JHSCの認定以前に於いては、原産国又は機体メーカーの運用限界が明示されているもの。
- (3) 使用可能なGPSを使用し、GAPスコリングシステム(GAP2002)にて集計する。

クラス5 (リジットウイング)：

- (1) 使用機体は、JHSCの認定した耐空性基準の適合が証明された型式の機体とする。
- (2) JHSCの認定以前に於いては、原産国又は機体メーカーの運用限界が明示されているもの。
- (3) 使用可能なGPSを使用し、GAPスコリングシステムにて集計する。
- (4) FAIカテゴリー2に申請せずに、公認大会にて他のクラスと弊催される場合はこの限りではない。

ポイントラリー：

- (1) 使用機体は、JHSCの認定した耐空性基準の適合が証明された型式の機体とする。
- (2) JHSCの認定以前に於いては、原産国又は機体メーカーの運用限界が明示されているもの。
- (2) 競技種目はカメラ又は使用可能なGPSを使用した、パイロンレース。

その他：

- (1) 使用機体は、JHSCの認定した耐空性基準の適合が証明された型式の機体とする。
- (2) JHSCの認定以前に於いては、原産国又は機体メーカーの運用限界が明示されているもの。
- (2) 競技種目の規定はしない。

この規則の基本的主旨は大会の安全の確保にある。規則は施設に関するものと大会運営に関するものに大別される。

(A) 施設に関する規則

1. テイクオフエリアは参加者全員が安全にセットアップ出来る程度に充分広いこと。
2. テイクオフエリアは特別なテクニックを必要とせずテイクオフ出来る様に整備されていること。
3. ランディングエリアは最小でも直径 50m の円が描ける広さがあり、ほぼ平面であること。
4. ランディングエリアは参加選手の技量に応じたサイズのものとする。
5. ランディングエリアには危険となるような穴、切り株、立木などの障害物がないこと。
6. フライトコース内に安全に降ろせる緊急ランディング場が確保されていること。
7. テイクオフ及びランディングエリアには最低 1 本以上の吹き流し(風見)を設置すること。
8. テイクオフエリアに風速計等を設置すること。
9. フライト場所の使用許可を得ていること。
10. フライトコース内の諸行政(役所、警察、消防署、電力会社等)に対して、当該大会の告知をして

おくこと。

11. 緊急医療施設が近くにあること。
12. 救助や応急処置に必要な備品（担架・ロープ・はしご等）を備えること。

(B)大会運営に関する規則

1. 一般

- 1-1. 競技責任者として競技委員長をおくこと。（大会選手が兼ねることはできない）
- 1-2. 参加者は有効な J H F フライヤー会員登録をしていること。
- 1-3. 外国人は、日本国内で有効な第3者賠償責任保険（J H F フライヤー会員登録）に加入していること。
- 1-4. フライトは全て選手個人の責任において行うこと。
- 1-5. 選手は心身共に競技が出来る健全な状態であること。
- 1-6. 大会主催者は理由を明記し参加希望者を拒否できる。
- 1-7. フライトは使用機材の運用限界内で行うこと。
- 1-8. 電線、建造物、人混み等の上空は 危険を回避出来る高度を持って飛行すること。
- 1-9. 雲中飛行は禁止とされ、競技役員、他の選手によって監視される
 - ・雲中飛行とは、グライダーの一部又はパイロットが雲により、第三者からの視界から消えたときのことを言う
 - ・多くの選手が雲中飛行をした場合、競技委員長は競技を中止する場合がある
- 1-10. 参加者はフライトしたか、しないかにかかわらず毎日安全確認の報告を決められた時間内に行うこと。
- 1-11. 気象条件を十分に把握し、安全に競技が出来る運営を心がけること。

2. 機材

- 2-1. 選手は、安全なヘルメット、セーフティー付きライン、カラビナはロック付き、120 日以内にリパックされた緊急用パラシュート、セカンダリースイングラインは、必ず装着すること。
- 2-2. 使用機材の安全性は選手個人により確保されていること。
- 2-3. 選手は、使用機材が損傷した場合は速やかに主催者に知らせ、適切な処置（パーツ交換・修理）をすること。処置後の機材は損傷を受ける以前と同様の耐空性及び耐久性を持っていなければならない。
- 2-4. 投棄できるバラスト（水、乾いた細かな砂など）を選手が装備することは認めるが、投棄が可能か否かはその大会規則に従い使用には十分注意する事。尚、危険となる恐れのある物品を投下してはならない。

3. フライト範囲告示の励行

- 3-1. 競技期間中、競技開催地域範囲に滑空場又は飛行機の飛行ルートに干渉する場合はNotice To Airmen(Notam ノータム)登録を申請する事。(国土交通省航空局ホームページよりWEB申請出来る。)

4. センタリング

4-1. 先にセンタリングをしている機体がいるサーマルへ入る場合、外周より安全を確認し、必ずその旋回方向に合わせ進入すること。

4-2. 同一サーマル内では、下でセンタリングをしている機体の旋回方向に、他の機体は合わせること。

4-3. 同高度でセンタリングをしている機体は、旋回を中心を合わせるようにすること。

5. 競技タスク及び競技規則の適用

5-1. 競技タスクは参加選手の技能に応じたものとする。

5-2. 競技規則は、大会開始後は安全上の理由以外で変更してはならない。ただし JHF・HG 競技委員長が特に認めた場合はその限りではない。

6. 競技の中止と中断

6-1. 一旦競技が開始されても気象条件の急変等、選手の安全が確保されない場合、その競技をキャンセル又は中断することができる。

6-2. その場合フライト中の選手にはテイクオフエリアやランディング場等で赤旗等を振ることにより知らせるか無線機による連絡を行うこと。赤旗もしくは無線機により連絡を受けた選手は速やかに安全にランディングすること。

7. その他

7-1. 大会規則に違反した選手あるいは役員の指示に従わない選手には競技委員長が警告を与える。2回警告を受けた選手は大会失格とする。

7-2. 重大なる危険行為をした選手および不正を働いた選手はその時点で大会失格とする。

(C) 競技参加に関する規則

1. 使用する機材の安全性・耐空性は選手自身により管理され、確保されていなければならない。少しでもそれらに問題がある場合はフライトをしてはならない。
2. 心身ともに良好でない場合はフライトをしてはならない。
3. フライトに支障をきたす薬物やアルコールを摂取してフライトをしてはならない。
4. 選手は自分の使用する機材の特性を十分理解し、なおかつその運用限界内で使用しなければならない。
5. たとえ競技が開始されても、気象条件が自分の能力の限界を超えている、あるいは超えそうだと判断したらテイクオフを断念すること。
6. 競技フライト中、たとえ競技が中止されなくても、気象条件が自分の能力の限界を超えている、あるいは超えそうだと判断したら速やかに競技を中止し、安全に着陸すること。
7. 決定されたタスクの飛行コースが自分の能力では安全にフライト出来ないと判断したら、テイクオフを断念すること。
8. 競技フライト中、タスクの飛行コースが自分の能力では安全にフライト出来ないと判断したら、安全なコースに迂回するか速やかに競技を中止し安全に着陸すること。